



## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書等提出シート

下記 1 の書類について、別添のとおり提出します。

### 記

1 提出書類 ＜該当を選択＞	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理計画書（PDF・書類 部） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理計画実施状況報告書（PDF・書類 部） <input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処理計画書（ <del>PDF</del> ・書類 1 部） <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（PDF・書類 部）
2 提出者	(住所) 〒650-0001 兵庫県神戸市中央区加納町 6 丁目 2 番 1 号  (名称・代表者氏名) 関西電力送配電株式会社 兵庫支社 神戸電力本部長 大矢 宗樹
3 対象事業場	(所在地) 〒660-0095 兵庫県尼崎市大浜町 1-20  (名称) 関西電力送配電株式会社 南大浜変電所  (事業場コード(6桁)) 936055
4 事業場データ	(業種コード(4桁)) 3312  (業種名) 変電所  (フレーム：製造業は製品出荷額、その他は従業員数) 従業員数 8,806 名  万円・人
5 担当者	(所属) 関西電力送配電株式会社 兵庫支社 神戸電力本部 電気グループ (氏名) 森 義和  (電話) 078-201-0034(代表) (FAX) 078-201-0037 080-6222-0577(直通) (E-mail) mori.yoshikazu@a3.kansai-td.co.jp

(その他事業所)

本用紙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 11 項及び第 12 条の 2 第 12 項で定める公表対象の様式ではありませんので、同法により公表することはありません。

ただし、別添の様式はすべて公表されますので、別添の様式中に個人情報等を記載しないようご注意ください。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023 年 6 月 15 日

尼崎市長 殿

提出者



住所 神戸市中央区加納町6丁目2番1号

氏名 関西電力送配電株式会社 兵庫支社  
神戸電力本部長 大矢 宗樹

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 078-201-0034

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	関西電力送配電株式会社 南大浜変電所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市大浜町1-20
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3312 変電所
②事業の規模	近畿2府4県及び北陸・東海地域の一部 資本金 400億円
③従業員数	8,806名(2022年4月1日時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり。

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり。

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7411 廃PCB等	7412 PCB汚染物
	排出量	61.95 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) PCB廃棄物として焼却処理した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7411 廃PCB等	7412 PCB汚染物
	排出量	0.00 t	3.60 t
	(今後実施する予定の取組) PCB廃棄物として焼却処理する。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) PCB廃棄物のため、PCB特措法に基づき分別している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) PCB廃棄物のため、引き続きPCB特措法に基づき分別する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7411 廃PCB等	7412 PCB汚染物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7411 廃PCB等	7412 PCB汚染物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7411 廃PCB等	7412 PCB汚染物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
(これまでに実施した取組) 該当なし。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7411 廃PCB等	7412 PCB汚染物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
(今後実施する予定の取組) 該当なし。			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7411 廃PCB等	7412 PCB汚染物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7411 廃PCB等	7412 PCB汚染物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7411 廃PCB等	7412 PCB汚染物
	全処理委託量	61.95 t	0.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	61.95 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
(これまでに実施した取組) PCB廃棄物のため、廃棄物処理法に基づく無害化処理施設にて焼却処理した。 7411 廃PCB等は全量を優良認定処理業者に委託処理した。			

## (第5面)

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	7411 廃PCB等	7412 PCB汚染物
	全処理委託量	0.00 t	3.60 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.00 t	3.60 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>PCB廃棄物のため、廃棄物処理法に基づく無害化処理施設にて焼却処理する。</p> <p>7412 PCB汚染物は全量を優良認定処理業者に委託し処理する。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0.00	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェスト導入済み</p>		
※事務処理欄			

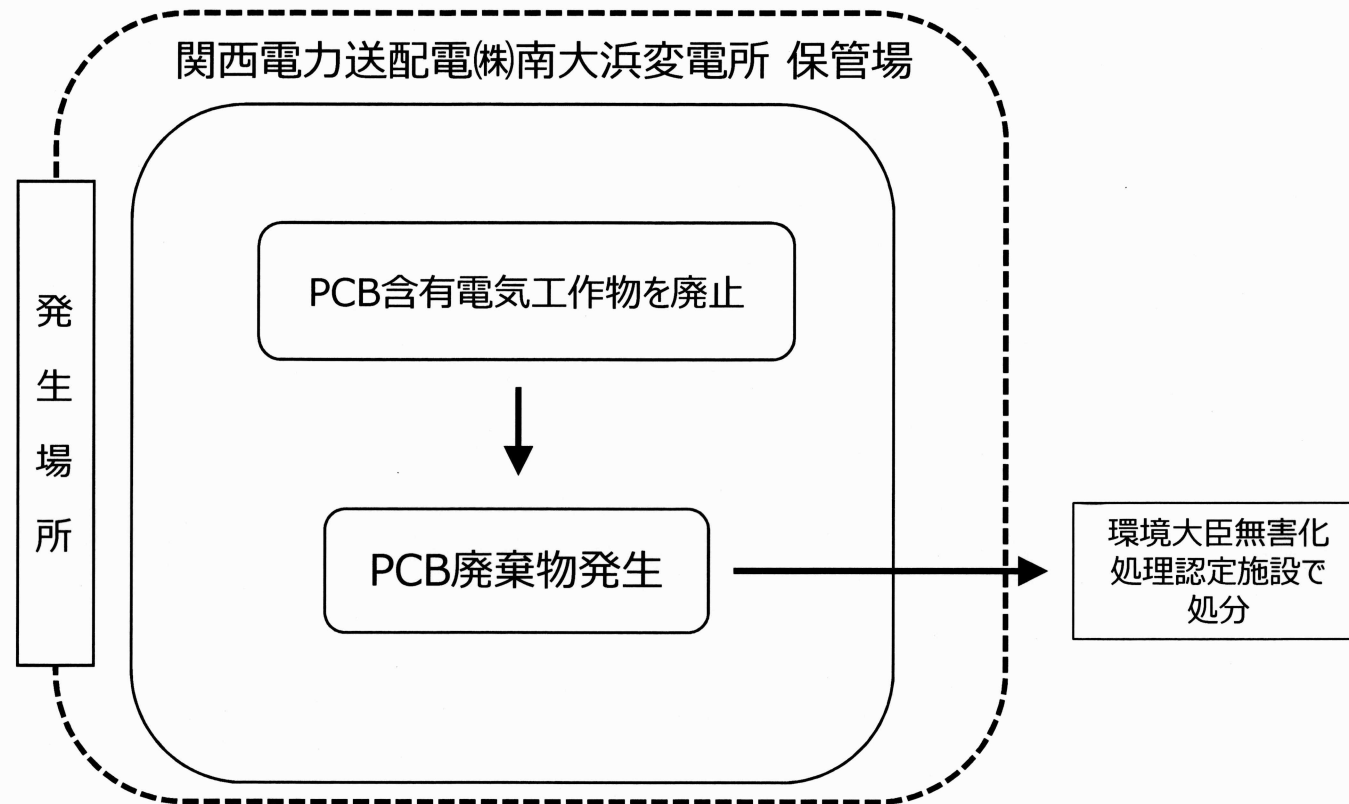
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

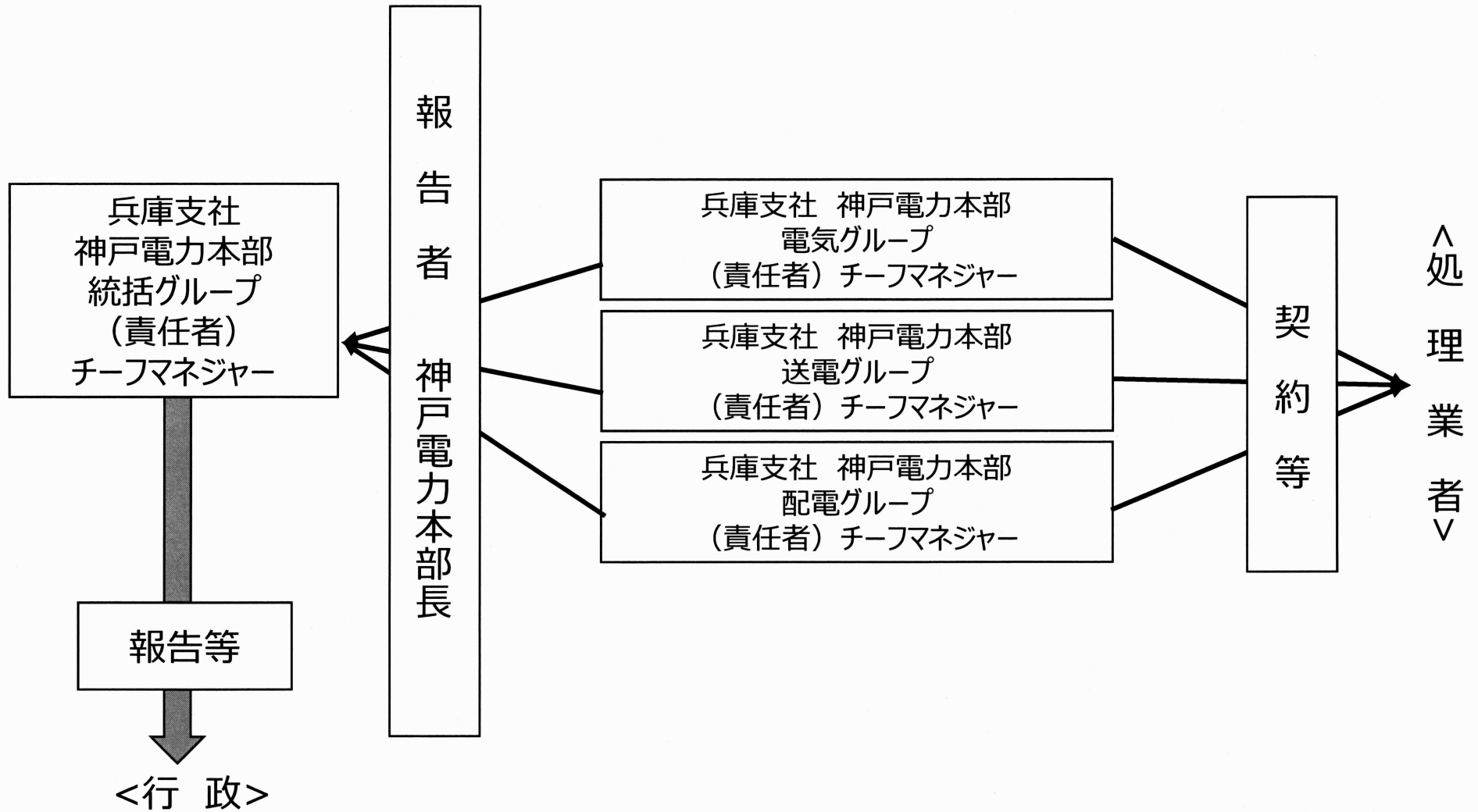


ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法に基づき、発生したPCB廃棄物の収集運搬を実施し、環境大臣無害化処理認定施設で処分(焼却処分)を行う。



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



業務分担  
兵庫支社 神戸電力本部 統括グループ：行政への報告  
兵庫支社 神戸電力本部 (各グループ)：兵庫支社 神戸電力本部 統括グループへの報告、業者との契約締結